

一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱別表の  
1の注3の規定により理事長が別に定める平成27年度における工  
事成績が特に優良な業者を定める件

一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱別表の1の注3の規定に基  
づき、理事長が別に定める平成27年度における工事成績が特に優良な業者を、次のよう  
に定める。

一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱別表の1の注3の規定に  
より理事長が別に定める平成27年度における工事成績が特に優良な業者とは、次の(1)  
から(4)までに掲げる条件を備えた業者とする。

- (1) 平成26年又は平成25年の完成工事平均成績の点数のいずれかが、工種ごとに  
次表に定める点数以上であること。

工 種	平成26年	平成25年
土木一式工事	79点	78点
建築一式工事	77点	76点
電 気 工 事	74点	74点
管 工 事	70点	71点
舗 装 工 事	80点	79点

- (2) 平成25年及び平成26年の当該工種に係る完成工事平均成績の点数が、いずれ  
も65点未満でないこと。  
(3) 平成26年度及び平成27年度において指名停止措置を受けている期間がある者  
でないこと。  
(4) 平成26年度及び平成27年度に完成した工事のうちに、完成工事成績の点数が  
60点未満がないこと。

附 則

この取扱いは、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成21年5月12日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年7月19日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から施行し、同日から平成28年3月31日までの間に公表等を行う工事の入札案件について適用する。